

よくある質問(Q&A)

Q1. 妊婦または産婦の家族が、代理で給付金を受けることはできますか？

A1. 1回目給付・2回目給付どちらも、妊産婦ご本人以外が給付を受け取ることはできません。
給付を受ける口座も妊産婦ご本人の口座以外にご登録出来ません。

Q2. 申請期限はいつまでですか？

A2. 1回目給付の申請期限は、「医療機関で妊娠が確認された日から2年間」です。
2回目給付の申請期限は、「出産予定日の8週間前から2年間」です。

Q3. 世田谷区を転出した場合でも、世田谷区に申請が出来ますか？

A3. 申請が出来るのは世田谷区に住民票がある方だけです。申請前に転出した場合は、転出先の自治体で申請を行う必要があります。
※申請後に転出した場合は世田谷区から給付を受けることが出来ますが、1回目給付・2回目給付どちらも、複数の区市町村から二重に受けることはできません。

Q4. 他自治体で妊娠届(または出生届)を提出し、世田谷区に転入した場合も申請が出来ますか？

A4. 転入前の自治体で給付を受けている場合は対象外です。転入前の自治体で給付を受けていない場合は、世田谷区で申請ができます。

Q5. 流産・死産等の場合、対象になりますか？

A5. 医療機関や助産所で胎児の心拍が確認されている場合は、1回目給付・2回目給付ともに対象になります。妊婦のための支援給付に関するお問い合わせは、「世田谷区妊婦のための支援給付事務局」へ、体調面等のご相談は、各総合支所の健康づくり課へご連絡ください。
※流産等された方の申請期限は、1回目給付・2回目給付とも「流産等をしたことが医療機関等で確認された日から2年間」です。